佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年8月30日

佐賀県公安委員会委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第8号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則(平成6年佐賀県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

人の名に対ける先足の以上的力は、下級の部分である。									
改正前					改正後				
別表第 2 (第39条関係) 1 交番					別表第 2 (第39条関係) 1 交番				
所属警察署	名称	位置	所管区		所属警察署	名称	位置	所管区	
佐賀県佐賀	略				佐賀県佐賀	略			
警察署	兵庫 #	# 兵庫南三丁目	佐賀市のうち、朝日町、紺屋町、 田代一丁目、田代二丁目、今宿 町、巨勢町、東佐賀町、兵庫南 一丁目から兵庫南四丁目まで、 兵庫町		警察署	兵庫 #	# 兵庫南三丁目	佐賀市のうち、朝日町、紺屋町、田代一丁目、田代二丁目、今宿町、巨勢町、東佐賀町、兵庫北一丁目から兵庫北七丁目まで、 兵庫南一丁目から兵庫南四丁目まで、兵庫町	
略					略				
2~5 略			2 ~ 5 略						
7/ + Bil									

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。